

表示量に容器類の重さが含まれていたものが目立つ！

～年末期の商品量目立入検査結果～

東京都計量検定所では、小売店などで販売されている食料品を中心とした商品が、正しく量られ表示されているか、立入検査を実施しています。
この度、年末期の立入検査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

1 検査の概要

(1) 検査対象事業所

都内のスーパーマーケット、一般小売店、パック商品を製造・出荷する事業所（食品製造所）など全 197 事業所

(2) 検査内容

食肉、魚介、野菜、惣菜等の内容量を重さで表示して販売されている商品全 8,583 点について、計量法に基づき、内容量の検査と表示内容の検査を実施

(3) 実施期間

平成30年11月1日（木曜）から12月7日（金曜）まで

2 検査結果

(1) 不適正商品について

商品の内容量が、計量法で定められた誤差※の範囲を超えて、表示量より不足していた不適正商品は、検査を行った全商品数 8,583 点のうち 121 点で、全体の 1.4%でした。

※例：野菜の場合、表示量が 50g を超え 100g 以下は 3g、表示量が 100g を超え 500g 以下は表示量の 3%

(2) 不適正商品の発生理由について

商品の表示量に容器類の重さが含まれていたことが 46.3%、時間の経過に伴う乾燥による減量が 24.8%、商品の表示量にわさびやたれの小袋（添え物）の重さが含まれていたことが 14.9%となっています。

原因は、容器類や添え物の重さを含めて計量していたり、乾燥しやすい商品に対する注意が不足していることがあげられます。

(3) 不適正事業所について

事業所ごとの検査商品総数に対して、不適正商品率が5%を超えた不適正事業所の数は、検査を行った全 197 事業所のうち 16 事業所で、全体の 8.1%でした。

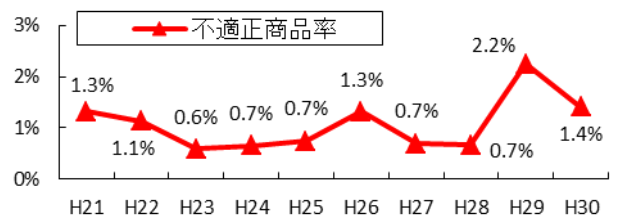


図1 不適正商品率の推移（年度）

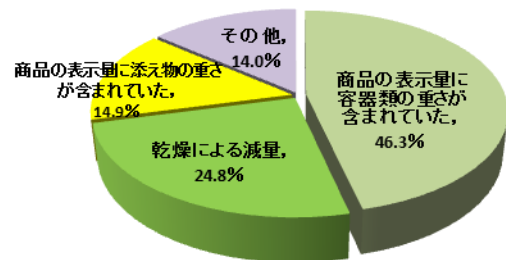


図2 不適正商品の発生理由別割合

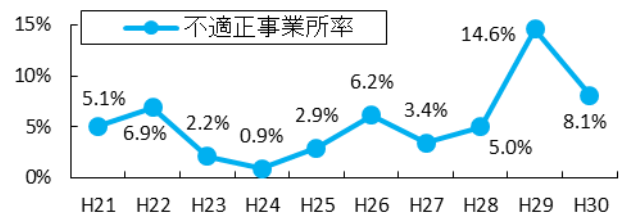


図3 不適正事業所率の推移（年度）

詳しくはこちらをご覧ください。

東京くらしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



【問合せ先】

東京都計量検定所 検査課

電話 03-5617-6628(直通)

3 事業所への対応

(1) 再計量の指示と改善指導

不適正商品については、店頭に並んでいた同一名の商品を含めて再計量を指示すると共に改善指導を行いました。

(2) 改善状況の確認と措置

不適正商品率が著しく高い事業所に対しては、再度立入検査を実施し、改善されていない場合は計量法に基づき、勧告、事業者名の公表、改善命令等を行います。

(3) 事業者の本部への指導

都内に多数の事業所をもつ事業者が、複数の事業所で不適正となった場合、事業者の本部に対して、適正な計量管理を確立するための指導を行います。

【参考】

検査結果の詳細

表 1 商品分類別結果

商品分類	検査商品数	不適正商品数	不適正商品率	不適正商品の発生理由別内訳			
				表示量に容器類の重さが含まれていた	乾燥による減量	表示量に添え物の重さが含まれていた	その他
食肉	2,139	15	0.7%	8	0	3	4
魚介	2,364	33	1.4%	17	0	15	1
野菜	2,273	61	2.7%	26	30	0	5
惣菜	1,633	12	0.7%	5	0	0	7
その他	174	0	0.0%	0	0	0	0
合計	8,583	121	1.4%	56	30	18	17

表 2 業態区分別結果

業態区分	検査事業所数	不適正事業所数	不適正事業所率	検査商品数	不適正商品数	不適正商品率
スーパーマーケット	169	14	8.3%	8,253	117	1.4%
一般小売店	19	2	10.5%	209	4	1.9%
食品製造所	9	0	0.0%	121	0	0.0%
合計	197	16	8.1%	8,583	121	1.4%